

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：日進市立米野木台西保育園	種別：保育所
代表者氏名： 松田あゆみ	定員（利用人数）：149名（149名）
所在地： 愛知県日進市藤枝町廻間1番地1	
TEL： 0561-75-5900	
ホームページ：	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 平成27年 4月 1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 日東保育園	
職員数	常勤職員：18名
専門職員	(園長) 1名 (栄養士) 1名
	(主任保育士) 1名 (調理師) 2名
	(保育士) 29名 (調理補助) 3名
	(保育補助) 3名
施設・設備の概要	(居室数) 9室 (設備等) 保育室・ゆうぎしつ
	給食室・職員室

③理念・基本方針

★理念

・法人

仏教に基づき命の大切さに気づき、精進して生きる事のできる子どもを育てる(自主性と思いやり)

・施設・事業所

児童福祉法24条及び、第39条に基づき、保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行う事を目的とする

一人ひとりの子どもの豊かな成長を支え、地域に愛され、信頼される保育園

★基本方針

- ・一人ひとりのよさを認め、子どもがやる気と思いやりの気持ちを持ち、自ら生きる力を育めるようにする
- ・子どもの自己肯定感を養い、笑顔あふれる園生活を送る
- ・子ども及び保護者との信頼関係を大切にして保育をすすめる

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・乳児保育(生後3ヶ月から)・幼児保育・長時間保育(7:30～19:30)・一時保育を実施している。
- ・完全給食でアレルギー食にも対応している。
- ・課内保育(英語・運動プログラム)、課外保育(英語・学研・造形・運動・ピアノ)を実施している。
- ・季節に合った行事を取り入れている。
- ・乳児クラスは担当制で、個々の気持ちに応じた援助が可能である。
- ・わらべうたを日常多く取り入れ、子どもとのふれあいを大切にしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年 5月10日(契約日) ~ 平成31年 1月28日(評価結果確定日)
	【平成30年11月21日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆改善意識の高い園長に理事長のバックアップ

今回の第三者評価を受審するに当たり、事前の説明会や自己評価等の様々なプロセスの中で、園長が多くの改善の気づきを得ており、そのいくつかについては既に改善のための活動を起こしている。園の開設からの3年間を総括し、第二次の計画ともいえる「米野木台西保育園 中期計画」が策定されたのも、その一つである。そうした園長、主任、職員が一丸となって改善活動に取り組むのを、陰になり日向になりと、バックアップしているのが理事長である。園の行事の際には、保護者の前に立って、法人の考え方や園の進んでいく方向を分かりやすく説明している。4年目に入って職員の雇用が安定し、保護者との信頼関係も構築されてきている。その園(職員)に対する保護者の信頼は、理事長の功によるところも大きい。

◆子どもが主体的に活動できる環境の整備

保育目標には、「身近な環境に関わりながら、主体的な遊びを生み出し、最後までやりとげる努力をする」、「子どもの興味を活動の中で生かす」、「自由に描いたり、作ったりする楽しさを感じる」等を記載し、物的・人的環境を整え、子どもが主体的に環境に関わって生活と遊びを豊かに展開している。木の温もりを感じる広い保育室には、子どもが好きな遊びをゆったりと楽しめるコーナーを設け、素材や廃材、用具、玩具等が身近に整備され、子ども一人ひとりの興味や発達等に合わせ職員が丁寧に関わって援助している。

◆毎年改定される「保育マニュアル」

園運営のバイブルともいえる「米野木台西保育園保育マニュアル」が、毎年度末の職員による見直しによって適切に改定され維持されている。この「保育マニュアル」に収録されていないマニュアルもあるが、収録されている文書数は60を超える。年度の初めに全ての職員に配布され、読み合わせ等を行うことで均一で高いレベルの保育の提供を担保している。また、マニュアルを見直す過程においては、職員が自

◇改善を求められる点

◆苦情情報の公開

法人のホームページには、法人の基本的な考え方や概要、保育の内容、事業計画、事業報告、財務・会計に関する諸表等が公開されている。しかし、苦情情報の受け付け状況や対応の詳細等は公開されていない。市の指定管理者制度の下での園運営であり、法人や園独自の判断では実施できないことも多々あるようだが、市との調整を図り、可能な範囲で苦情情報を公開することを望みたい。公開することを決めた場合には、併せて「苦情解決規程」の見直し・改定も実施されたい。

◆PDCAサイクルの活用

事業計画と事業報告書の相関関係、職員研修の評価(教育・研修の効果測定)、実習生受け入れの評価(反省会に記録)等、幾つかの取り組みにおいてPDCAサイクルのプロセスの欠如が見られた。本評価基準の設問の、「…体制を整備…」や「…体制を確立…」等の仕組み作りを問う項目については、PDCAサイクルの意識を持って考察することが求められる。また、園運営及び保育実践のバイブルとして「保育マニュアル」をはじめ標準的な実施方法の定めがあるが、標準的な実施方法に基づいた保育の提供がされているか否かを確認する仕組みがなく、見直しの時期、見直しの方法等の定めもない。これらを明文化し、さらに作成・制定日や改訂の日付を付記することが望まれる。また、指導計画を含めPDCAサイクルの活用により、保育の質に関する検討が組織として継続的に行われることが望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回受審するにあたり、職員がグループに分かれて各項目に取り組んだことで、評価項目に対する個々の認識の差を大変感じました。しかし、第三者評価に取り組むことにより、保育に対する意識が高まり、職員の資質向上や共通理解につながる良い機会となりました。また、改善点などたくさんの気づきを得ることができました。これから、評価結果の改善点、PDCAサイクルを早急に整備し、指導計画や様々な取り組みで活用し、また、マニュアル化や文書化を職員参画のもと、順次進め、さらなる保育の質の向上に努めていきます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別添)

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
「自主性と思いやり」を柱とする法人の理念があり、それに沿って新たな「保育所保育指針」の下で園独自の「保育目標」を掲げた。理念の周知に関しては、職員には年度初めの職員会議で、保護者には入園式や父母の会総会をはじめ主要な行事の都度、理事長と園長が熱い思いを伝えている。今回の第三者評価受審の保護者アンケートによって、保護者への理念の周知が十分であることが実証された。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
公設民営の保育園であり、園の運営は市の方針や影響を大きく受けることとなっている。市が主催する園長会は年間に2回と少ないが、毎週2回園長が市の担当課を訪問する機会(前週の運営報告、土曜日保育、一時保育の資料提出、子どもの入退園の状況の確認)があり、その際に様々な情報を取得することができている。また、法人の理事長が足しげく園を訪れ、的確な指示を出して園長をフォローしている。		
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
現在の園の課題を、「地域との交流」、「働きやすい職場づくり」、「報・連・相による保護者の信頼回復」、「新保育所保育指針と法人理念に根差した保育の実践」と捉えている。それらの課題を解決するために、第二次の「米野木台西保育園 中期計画」(平成30年～32年)が策定され、さらに単年度の事業計画へと展開されている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
第二次「米野木台西保育園 中期計画」(平成30年～32年)は、園の開設から昨年度までの3年間を振り返る形で策定された。この中期計画は、新「保育所保育指針」の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(10の姿)をも意識した内容となっており、重点的な課題の解決のために、1年ごとの到達点を明確にしている。収支計画は、市の指定管理の各項目に沿って作成されている。		

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
第二次「米野木台西保育園 中期計画」が急遽策定されたことから、単年度の事業計画(平成30年度 米野木台西保育園 事業計画書)との整合性に欠ける部分が見られる。また、事業計画の具体的な施策に関しては可能な限り数値目標を設定し、期中の進捗評価や年度末の最終評価(事業報告)において、達成の可否や達成の度合いが可視化できるような工夫がほしい。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
事業計画の策定に関しては、毎週開催される職員会議において職員の意見の集約を行い、それを基に策定されている。職員会議には理事長も参加し、法人の目指す方向との一体性を持たせている。課題は、事業計画と事業報告の連動が図られていない点である。事業計画で取り上げた重点課題(重点目標)については、事業報告として詳細な評価・検証を実施し、次年度の事業計画作成に反映させることが望まれる。			
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	⑦ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園の様子や行事の報告等が中心の「園だより」が発行されているが、それとは別に園長が所信を綴った「保育だより」が各月保護者の下に届けられている。この中で、園の事業計画が行事計画と共に伝えられており、保護者は園の進もうとしている方向性をつぶさに知ることが可能となっている。それぞれの目的を明確に区分けして発行されている「園だより」と「保育だより」のすみ分けは見事である。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
子どもや保護者の満足度を上げることを“保育の質の向上”と捉え、園の設立を迎えるに当たって新たな「保育目標」を設定して取り組んでいる。その成果を客観的に把握するために「保護者アンケート」を実施した。アンケート結果を集計して保護者にフィードバックしているが、分析して保育の質の向上につなげようとする取り組みには至っていない。しかし、今回の第三者評価の受審においては、既に数多くの改善点を見出している。			
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
前述(保8)の保護者アンケートにも言えることであるが、PDCAサイクルの意識を持つことを望みたい。P(アンケートの目的の設定)→D(アンケートの実施・集計)→C(結果の分析、課題の抽出)→A(改善計画の作成)→P2(2回目のPDCAサイクルの始まり)となる。これを起点に、2回目のP2→D2→C2→A2サイクルを回すことが継続的な改善の仕組みと捉えられたい。第三者評価の受審で得た気づきも、計画的に改善して欲しい。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10 ㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
「平成30年度 米野木台西保育園 職務分担」が作成されており、園長の役割と責任の所在が明確になっている。指定管理者制度の中での園運営は、市の制約があって園長の裁量権が極めて狭く、自らの信念を保育に反映させるにはいささかのやりづらさを感じている。しかし、2ヶ月ごとの「保育だより」を通して園長としての所信を表明しており、職員だけでなく、保護者にも理解者が増えている。		
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11 a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント		
県社協が主催する「保育所長研修」を受講し、改訂された「保育所保育指針」について学んでいる。その中で、園にとつての重要な要素と考える「安全」(7月)と「災害」(11月)に関して園内勉強会を実施した。特にパート職員の意識向上に留意し、正規職員と同じ頻度で研修や勉強会に参加できるような仕組み作りを図っている。研修や勉強会に参加した職員の、理解の程度や意識の変革度を確認する仕組みの構築を望みたい。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12 ㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
開園当初は母体の日東保育園と合同で実施していた餅つきを、2年目からは自園で実施することにした。子どもと保護者だけでなく、職員にとつても独立心や自尊心を喚起する契機となった。父親が餅つきに参加し、子どもが卒園した後も応援に駆けつけている。今年度、アレルギーの事故を起こしたが、すぐさま再発防止の改善策を実施し、関連するマニュアル等も見直し・改定が実施された。		
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13 a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント		
行事担当を1名から2名体制へと変更した。これによって、職員の物心両面の負担の軽減につながっただけでなく、職員の協調性を醸成することにもつながった。職員の時間外労働時間の減少を目的として、“時間をうまく使う”ことを指導しているが、その効果にも限界がある。改善の一策として、業務のIT化を図って「子どもの登降園管理」や「職員の出退勤管理」等を省力化する検討も必要と思われる。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14 a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント		
「米野木台西保育園 中期計画」(平成30年～32年)には、「組織の見直し」として、職員体制についての3年間の基本的な方針が記載されている。しかし、これまでは、職員の離職による欠員を補充するための施策(採用活動)に重きが置かれており、腰を据えた将来に向けての人材育成の実施が求められる。		
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	保 15 a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント		
「保育マニュアル」の中に“目指すべき職員像”が明示されており、それに沿った職員育成のための人事管理が行われている。しかし、キャリアパスが未構築であることや人事考課制度の導入がないことから、総合的な人事管理のシステムとはなっていない。成果主義の考えを薄くし、職員の貢献度を評価してモチベーションを高め、それを人材育成につなげる人事考課制度の構築が期待される。		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園の開設からの過去3年間は職員の離職が多く、保護者の不安もあって安定した保育の提供にはほころびがあった。今年になって職員雇用が安定し、僅かながらではあるが有給休暇の取得率も向上してきている。「有給休暇管理簿」からは、職位や職種による有給休暇の消化に偏りは見られない。子育て中の職員には、保育園や学校行事を優先させるワーク・ライフ・バランスへの配慮も見られる。			
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
職員の自己評価や理事長による職員個々の目標設定等、職員の育成に向けた取り組みが見られるが、それらの取り組みを関係づけて体系的な目標管理の仕組みとして構築するには至っていない。人事考課から職員個々の教育ニーズや課題を導きだし、それを個人目標として設定して取り組み、その取り組みの結果や成果を人事考課の成績考課として評価するという「人事考課制度と目標管理制度の連動」の仕組みを構築されたい。			
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「平成30年度 米野木台西保育園 事業計画書」の中に「職員の資質・専門性の向上」の表題を掲げ、今年度の職員研修の方向性を示している。法人主導による階層別研修や新人研修、新人セミナー等が実施されており、園内では新任職員に対するOJTや職員会議の場を使った勉強会も実施されている。研修履修後には、職員に「研修記録」の提出を求めている。			
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
職員の自発的な外部研修への参加は少ないが、階層別等の研修に参加した職員が提出した「研修記録」には、学び得た“知識”や“技術”を保育の現場で活用しようとの思い(決意)が込められている。残念なのは、職員研修が、「研修記録」による職員の意識の変革を確認する段階で完結してしまっていることである。「研修記録」に記載された職員の思い(決意)が、保育の現場で活かされたか否かの“教育効果の検証”の仕組みを構築されたい。			
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
市の指定管理者制度下にあることから、実習生の受け入れに関しては市の主導で実施されている。毎年2名程度の保育実習生の受け入れがあり、「保育実習マニュアル」に従って実施されている。実習の最終段階で、実習生を含めた反省会を行っているが、その記録が作成されていなかった。PDCAサイクルの意識を高め、それぞれのプロセスが適切に機能していることを実証するための記録を残されたい。			

II-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
法人のホームページには、法人の基本的な考え方や概要、保育の内容、事業計画、事業報告、財務・会計に関する諸表等が公開されている。しかし、苦情情報の受け付け状況や対応の詳細等は公開されていない。市との調整を図り、可能な範囲で苦情情報を公開することを望みたい。公開することを決めた場合には、併せて「苦情解決規程」の見直し・改定も実施されたい。			

II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園の事務、経理、取引に関しては、市のルールと法人の規定、各種監査(法人監事監査、行政監査等)によって2重・3重のチェックを受けている。1万円を超える現金支出は、法人本部の承認を得た後、市に回付(「協議書」の提出)して承認を受けることとなっている。事務手続きの詳細は、「保育マニュアル」にも記載されている。市の監査で「備品台帳の整備」が指摘されたことから、即座に改善が図られていた。			

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「地域との交流・連携」を現状の課題の1番目に挙げ、中期計画や事業計画の中でも重要な取り組みと位置付けている。開設から3年間は職員の安定的な雇用が実現せず、職員の確保・育成に主眼が置かれて“地域”に対しての本腰を入れての取り組みには至らなかった。4年目を迎えて職員雇用は改善しており、地域行事への子どもの参加や園長の小学校行事への参加、園行事への地域関係者の招待等、相互の交流が活性化してきた。			
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
ボランティアの受け入れ、福祉体験学習の受け入れ等、積極的に取り組んでいるが、円滑かつ効果的な受け入れを行うためのマニュアルが整備されていなかった。本評価基準中の設問に、「…体制を整備…」や「…体制を確立…」等の仕組み作りを問う項目については、PDCAサイクルの意識を持って考察して欲しい。P(プラン)には、マニュアルや計画が必須であると考えられたい。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園運営に必要と思われる社会資源は、「関係機関一覧表」として職員室に掲示されている。医療面では、園医(内科、歯科)や総合病院との強い連携がある。子どもたちが進学することとなる主要な小学校3校の「幼保小連絡協議会」に参加し、様々な事例を持ち寄って検討・協議し、スムーズな小学校への移行を図っている。現在、児童相談所案件はないが、発達支援センターとは数件の連携事例がある。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
開園時から地域交流が始まっており、月に1週間開放される「園庭開放」では、1日に数組(0~7組)の未就園児親子が訪れる。園庭の入口に名簿が備えられ、記録が残されている。月に1度の廃品回収に協力しており、今後はさらなる地域への広報・アピールを計画している。今後の課題として、大規模災害の発生時に保育所機能を早期に復旧するための、BCP(災害時事業継続計画)の策定が望まれる。			
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
大都市名古屋の衛星都市として新興住宅地の開発が進んでいる地域であり、市内の待機児童の数も多い。その解消の一翼を担い、一時保育や早朝・延長保育を行っている。一時保育は、1日平均4~5名の子どもが利用しており、早朝・延長保育を含めた保育の時間帯は、7時30分~19時30分である。課外活動として、毎朝のピアノ、夕方の延長時間を利用した英語、造形、学研、運動等の教室が開かれている。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
開設4年目、社会福祉法人日東保育園が運営し、理念・方針は日東保育園と同じである。今年度、日東保育園の目標を土台にして米野木台西保育園の保育目標を作成し、職員が周知・理解して保育実践を行っている。理念・方針・目標は保育マニュアルのファイルに明示され、全職員に配布されている。互いを尊重する取り組みや性差への固定的な対応をしない配慮等が指導計画に記され、保護者にも理解を求めている。			
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
子どものプライバシー保護のために、シャワー時にはテントに日除けを垂らし、園の周りにネットを張って中が見えないよう配慮している。虐待防止等の権利擁護についてのマニュアルが整備されている。入園・進級のしおりの「個人情報の保護について」、「SNS利用の注意」でプライバシー保護に触れているが、子ども・保護者に関するプライバシー保護についての記載や、不適切な事案が発生した場合の対応方法等を文書化することが望まれる。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
市のホームページや子ども課主催の入園説明会で、保育園選択に必要な情報を提供している。市内全園の参加で入園希望の保護者に説明を行い、各園のパンフレットを配っている。見学希望者には、園だより、保健だより、献立表、給食だよりを渡し、園長、主任が説明と案内をしている。園庭開放、オープンハウス、園の説明会等でも説明があり、保育園選択の機会が設けられている。次年度は写真を増やし、更に見やすい紙面を目指している。			
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
在園児の保護者には進級前の2月、新入園児の保護者には4月に園長が説明を行い保護者の同意を得ている。「入園・進級のしおり」を基に、在園児の保護者と新入園児の保護者とを分けて説明することで、園で使用するベッドの形や実物の持ち物等を分かりやすく紹介し、質問内容にも丁寧に答えている。特に配慮が必要な保護者への説明や支援の方法等については、実践していることを文書化することが望まれる。			
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
転園の場合は書類等の引継ぎを行い、転園や退園後も保護者が相談できるよう、保健センターや支援センター、保育園の園庭開放等を口頭で説明している。保育の継続に配慮した手順と引継ぎ文書の策定や、転園、退園後も保護者が相談でき、園と関わりを持つことができる内容を記載した文書を渡すことが望まれる。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
子どもの満足の把握は、週案裏面使用の記録や週の打合せ、職員会議等で情報交換を行っている。保護者満足の把握は日常のコミュニケーション、懇談会、保護者会参加、行事ごとの保護者アンケート等で行っている。園長と主任で分析・検討し、行事時の駐車場確保、個別面談実施等の改善を行っている。保育の質を高めるためにも園全体が共通の問題意識の下に、定められた仕組みにしたがって継続した取り組みを進めることが望まれる。			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
苦情解決の体制が整備され、「入園・進級のしおり」に、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置や、意見箱「ごいけんどり」の設置を保護者に周知している。今年度、苦情や苦情の申し出にいたる前の受け付けはない。連絡ノートの活用や、早番・遅番を担当が順に勤務して保護者と話す機会を設けることで、苦情の申し出にいたる前の対応を意識した取り組みを行っている。要望や意見についても記録を残すことが望まれる。		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
「入園・進級のしおり」で、保護者が相談や意見を述べやすいよう説明を行っている。相談や面談の場所として、職員室奥の落ち着いた相談室が用意され、安心して相談できる環境に配慮している。保健センターや支援センター、心のケアセンター等、園以外の相談先をポスターにして掲示し、相談内容によって方法や相手を選択できる環境が整備されている。保護者アンケートでは、「送迎時等、日常的に相談しやすい」と好評である。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント		
保護者が相談や意見を述べやすいよう配慮し、迅速な対応の記録が会議録に残されている。アンケート結果を書面で保護者に配布し、課外活動等の保育の改善につなげている。送迎時の対話や、連絡ノートによる相談・要望・意見等を受けた後の対応について、組織的な対応を行う仕組みや実践していることを具体的に記載したマニュアルを整備し、適宜見直しを行うことが望まれる。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
「緊急時の対応方法」、「事故発生時の対応」、「事件への対応」、「早遅番のけが、病気の対応マニュアル」等を整備し、年度初めに全職員に周知し、事故発生後や週会議時にマニュアルを基に共通理解できる体制を整えている。保護者には「不審者の対応について」の資料を基に説明している。さすまたを設置し、防犯カメラは24時間対応をしている。ヒヤリハットは担当が事例を収集し、改善策も合わせて期ごとにまとめ、全職員に周知している。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
「感染症への対応マニュアル」を基にした研修を行い、看護師・主任が外部研修の内容を職員に周知している。日東保育園に籍を置く看護師と検討を行い、毎月「保健だより」を発行して感染症や健康についての情報を知らせ、家庭への啓蒙に生かしている。年度初め、保護者に「感染症について」を基に説明を行い、感染症情報の提供は目につきやすい2ヶ所の出入りに掲示をしている。受審の当日、嘔吐児に手順を理解した処理や対応が行われていた。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
「非常災害対策」、「災害時マニュアル」、「非常時における活動および日常任務」等のマニュアルが整備され、全職員に周知している。保護者には「非常時における園児の登降園について」等で説明し、緊急時は保護者用一斉メールの配信で安否確認等を行なうこととしている。職員用一斉メールで迅速な対応体制が取られている。「避難訓練年間計画」に従って訓練を行い、非常食は備蓄リストを作成して管理者を決めて管理している。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
標準的な実施方法を文書化し、「保育マニュアル」にまとめて全職員に配布している。年度初めに全職員にマニュアルの周知を行い、途中採用者には個別の指導を行っている。マニュアルは会議時に持参し、日常的に活用できる状態にある。それぞれのマニュアルに記載されている、子ども・保護者のプライバシーへの配慮について、その部分を抜き出して一つのマニュアル（「プライバシー保護マニュアル」等）にまとめるのも一考か。		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	① ・ b ・ c
評価機関のコメント		
指導計画の月案立案について、乳児は毎日10分程のクラスミーティングで打合せを行い、幼児は各年次ごとに指導計画の見直しを行っている。その他の標準的な実施方法(「保育マニュアル」、「入園・進級のしおり」等)の検証・見直しは年度末に行っている。すべての内容を見直して毎年作り直しており、新任の職員に対する教育用の資料としても十分に活用できる内容である。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント		
アセスメントは法人が定めた統一様式に記入し、調査票を基に園長・主任が入園前面接を行い、入園後に担任や必要があれば園長・主任が参加して面談を行っている。アセスメントから計画の策定、保育の実施、評価・見直しが行われ、0・1・2歳児、アレルギー疾患や障害のある子どもには個別の指導計画を策定しているが、3歳以上児についても作成が望まれる。また、アセスメントに関する手順を定め、文書化も考慮されたい。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント		
月案・週案の指導計画の見直しについては、主任・園長が参加することはあるが、クラス単位や個人ごとの評価・見直しを行っている。見直しの時期、参加者、保護者の意向と同意を得るための手順、変更した指導計画を関係する職員に周知する手順等は定められていない。保育の質の向上に関わる課題を明確にして記録に残すことや、評価した結果を次の指導計画作成に生かすためにも、PDCAサイクルの活用を期待したい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント		
子ども一人ひとりに対する保育の実施状況等は、法人で統一した様式「保育の記録」で把握し記録されている。書き方については主任が指導を行っているが、記録内容や書き方に差異が無いよう「記録要領」等の作成が求められる。3歳以上児についても、個別の指導計画に基づく保育が実施され記録に残すことが望まれる。子どもの状況等に関する情報は、週に1度の職員会議や職員連絡ノート等で共有されている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	① ・ b ・ c
評価機関のコメント		
「記録の整備」、「秘密の保持」、「SNS利用の注意」等のマニュアルにより、個人情報保護や情報開示の管理体制が確立し、年度初めに全職員に周知し、保育実践の場面で園長・主任が具体的に指導を行っている。保護者には入園・進級時に、「入園・進級のしおり」の中の「個人情報の保護について」で説明を行っている。個人情報に関わる記録の保管場所や保管方法、責任者、保存と廃棄等は、規程に従って適切に管理されている。		

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-1(1) 保育課程の編成			
A① A-1-1(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
「保育過程」は、法人の理念、施設・事業所基本理念や保育目標に基づき、園独自の保育目標を策定している。「子ども及び保護者との信頼関係を大切に保育」、「応答的関係を大切に、一人ひとりの欲求を満たす」ことを目的に、プール指導、運動プログラム、英語教室等、園の独自性を盛り込んで編成している。「保育所保育指針」に沿い、「保育過程」から「全体的な計画」への移行が求められる。			
A-1-1(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育			
A② A-1-1(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	② ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園庭にベンチを置いてゆっくりおしゃべりしたり、夏には日除けで日陰を作ってくつろげる場所を設けている。植物や自然の物を多く取入れ、木製の玩具を用意し、園内には木の温もりが感じられる。高さ調節のできる高い天井、明るい陽が入る広い窓、玄関、廊下、階段、トイレは業者が毎日清掃を行い、清潔な環境が保たれている。食事や睡眠のための生活空間が確保され、各年次に合わせて落ち着いて遊べる環境を整えている。			
A③ A-1-1(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	③ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「子どもの心によりそう保育」をテーマに研究や研修、発表を行い、指導計画には子どもを受容するための援助内容が記され、個人差を十分把握しながら対応している。月に1度、職員の気づきや穏やかな保育を目的に理事長から「ルンビニだより」が全職員に配布され、「子ども及び保護者との信頼関係」、「応答的関係を大切に、一人ひとりの欲求を満たす」、「保育士の言葉づかい」等に関するマニュアルは具体的に記されている。			
A④ A-1-1(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保 49	④ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
一人ひとりの発達に合わせ、自分でやろうとする気持ちを尊重しながら、丁寧な関わりや絵表示、絵本等で基本的な生活習慣が身につくようにしている。担任の他に補助の保育士を配置し、連携をとって一人ひとりに適切な時期やタイミングで関わっている。子どもに分かりやすい方法、やり方等を示し、自分でできた達成感を味わえるよう援助している。保護者とは日々の会話や連絡ノートで密に情報交換し、年齢に合わせた環境が整えられている。			
A⑤ A-1-1(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	⑤ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
作品展が近く、幼児のクラスには協同の作品や、廃材、木片、紙粘土、自然物等の素材を使った個性豊かな作品が並んでいた。保育目標「自由に描いたり、作ったりする楽しさを感じる」の中に、「同じ形の作品が一人もないものをつくる」とあり、素材選び、作りたいものを決める、何度も作ることを楽しめる等、「表現することを心から楽しみ、好きになることが大切」にもつながっている。地域の人との関わり、社会体験等の機会も設けられている。			
養護と教育			
A⑥ A-1-1(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	⑥ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
0歳児15人は同室で保育を行い、5名の職員が担当制に関わり、愛着関係が持てるよう配慮している。月齢や早期保育利用での空腹に配慮し、子どもを2グループに分けて食事の時間や遊びの時間等に差を設けている。広い室内に、食事・遊び・着替えコーナー等をゆったりと設け、複数担任が連携して関わっている。連絡ノート、玄関掲示、送迎時の会話等を通じ、保護者との連携を密にして保育に活かしている。			
A⑦ A-1-1(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	⑦ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
1歳児20人は同室で、担任4人と補助1人で保育を行い、補助の職員は片付けや清掃を担当し、担任が子どもとの関わりに集中できるよう配慮している。1歳児と2歳児は、月齢や早期利用、発達等に合わせて2グループに分かれて生活と遊びをしている。1・2歳児の複数担任は時差勤務のため、早朝から長時間保育まで子どもの状況や保護者との連携が把握できるよう、クラス職員の連絡ノートを活用して周知を図っている。			

A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育目標や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の内容等を具体的にし、工作・絵画・社会性の発達等の計画、「乳幼児期の遊びの種類と発達」の「遊び年間計画」等、生活と遊びを通して総合的に身につけられるよう指導計画に記載している。3歳児はみんなでカップ作りや紙粘土クッキー、4歳児はスペースシャトルや木工遊び、5歳児はロボットカミイ作りや玉ねぎの絞り染め、織紐座布団の作品作りを楽しみ、保護者や学校に伝える機会を設けている。			
障害のある子どもの保育			
A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
障害のある子どもや、特別な配慮を必要とする子どもの個別の指導計画はクラスの指導計画と関連し、職員会議で共有されて補助職員にも展開されている。医療機関、発達支援センター、保護者との連携等を密にし、報告・研修を行っているが、全職員の共通理解を図ることも望まれる。障害に応じた環境整備の必要な子どもはいないが、保護者に、障害のある子どもの保育に関する情報を行事ごとに伝える取り組みをしている。			
長時間にわたる時間			
A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
約8割の園児が長時間保育を利用し、午後4時～6時まで、0・1・2歳児はクラス別、3歳児は2クラス合同、4・5歳児は合同保育を行い、午後6時からは乳児・幼児を各1クラスで保育している。クラスノートに伝達事項を記入し、口頭での引継ぎとチェックを行って保護者との連携に配慮している。保育室の環境、職員体制、おやつ等、子どもが安心して心地よく過ごせる環境が整えられている。指導計画に長時間保育についても記載することが望まれる。			
小学校との連携			
A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
小学校教員が保育園実習を行い、情報交換の機会を設けている。散歩で近くの小学校を訪問する計画を検討している。食事時間、牛乳の量、自分の名前、ハンカチ・鼻紙の使い方等を指導計画に記載し、就学に向けて取り組んでいる。保護者の就学への不安を取り除き、期待と見通しが持てるよう、毎年12月にクラス懇談会を実施している。校長と園長が情報交換を行い、子どもの育ちを小学校以降の生活や学びにつなげている。			
A-1-(3) 健康管理			
A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
「健康管理について」のマニュアルに基づき、月1回の身体測定に加えて内科健診を年2回、歯科検診を年1回行い、子どもの健康を管理している。「保健だより」や「クラスだより」で、健康や病気予防等について保護者に伝えている。「予防接種について」、「睡眠時呼吸確認表の記入の仕方」「乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防について」等のマニュアルを周知し、「呼吸確認表」でチェックし未然防止を図っている。保健に関する計画作成が望まれる。			
A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
健康診断や歯科検診、身体測定の結果を「おはようブック」に記載し、治療が必要な子どもの保護者にはプリントを配布している。診断結果を個人票に記載して職員に周知し、虫歯の無い子どもの表彰、絵本を通して歯磨きや体に関心を持つ、生活状況・食生活の見直し等を保護者と連携して取り組んでいる。現在実施している取り組みを含めて保健計画を作成し、保育に反映させていくことが望まれる。			
A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
アレルギー疾患のある子ども12人は、マニュアルに沿って適切な対応を行っている。誤食の反省からマニュアルや手順の見直し、チェック方法の変更、診断書提出、保護者との面談、前日の打合せ、アレルギーチェック、代替食の検食、職員の共通理解等の改善を行い、変更があれば適宜マニュアルを変更して職員に周知している。他の子どもや保護者の理解を図るための取り組みも十分である。			

A-1-(4) 食育、食の安全			
A ¹⁵ A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもは落ち着いて食事を摂っており、3～5歳児は完食すると「給食シール」を貼ってもらえる。自然に親しみ、田植えや稲刈りを経験したり、「七草がゆ」のための山草を近くの山林に取りに行ったりしている。子どもが食に関心を持ち、食事を楽しむことができる工夫があちこちにちりばめられている。			
A ¹⁶ A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
安全な給食を提供するために衛生管理を徹底し、過去のアレルギー事故の反省に立って様々な改善が図られている。母体の日東保育園で、毎月給食会議が開催されており、双方の園長と主任保育士、栄養士が参加して、献立の検討や注意事項の確認等が行われている。自園調理の強みで、年齢に合わせて味付けしたり、食材の大きさを調整したりする工夫もある。週に2回、手作りおやつが提供される。			
A-2 子育て支援			
			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A ¹⁷ A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
乳児(0～2歳児)に関しては、毎日連絡ノートを使って家庭と園との情報共有を図り、保護者からの育児に関する質問や相談に答えている。連絡ノートで、生活リズムの棒グラフや当日のバイタル、食事(離乳食等)の状況等を知らせている。3～5歳児にも連絡ノートがあり、保護者によって様々な目的に使われている。育児連絡が一般的であるが、中には家族旅行等の家庭での出来事を知らせる「交換日記」風の連絡ノートもあった。			
A-2-(2) 保護者等の支援			
A ¹⁸ A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
保護者から相談を受けた時には、クラス担任が対応することとなっているが、内容によっては園長や主任がフォローしている。子育ての悩みや子ども同士の関係に関する話題が多く、相談室まで来て話し合うケースは年間数件しかない。ほとんどが立ち話で終わっていることもあって、この部分の記録が残されていない。職員間の情報の共有のためにも、必要な内容については記録を残されたい。			
A ¹⁹ A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
現在、家庭での虐待やネグレクト等、権利侵害の疑いのある子どもは通園していない。しかし、万一に備えて早期発見や発見したときの対応のマニュアルを整備し、少しでも早く適切な対応ができるように学習している。普段の着替え、夏のプールや水遊び、身体測定等を、早期発見の機会としている。園医(内科医、歯科医)とも連携して、早期発見のための情報を得ている。			
A-3 保育の質の向上			
			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A ²⁰ A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
年に1回、職員は「保育士のチェックシート」を使って自己評価を行っている。しかし、その自己評価の結果を上司が検証して指導に役立てたり、全体の集計結果を分析して園としての課題を抽出する等の取り組みには至っていない。毎年の自己評価を、単なるイベント(恒例行事)として終わらせることなく、職員の資質向上や園としての保育の質の向上に活用することが期待される。			